

第45号議案

文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則

上記の議案を提出する。

令和6年10月2日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第一号

文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(定員)

第三条 幼稚園型認定こども園の定員（以下「定員」という。）は、別表第一のとおりとする。

(教育年限)

第四条 一号認定利用及び二号認定利用（以下「一号・二号認定利用」という。）に係る教育年限は、一年から三年までとする。

(教育時間の始業及び終業の時刻)

第五条 条例第三条第二項に規定する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園における学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する教育課程に係る教育時間（以下「教育時間」という。）の始業及び終業の時刻は、園長が別に定める。

(一号認定利用の入園の時期)

第六条 一号認定利用に係る入園の時期は、毎年四月とする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）は、特別の事情があると認めたときは、補欠入園を許可することができる。

(一号認定利用の申込み)

第七条 一号認定利用を希望する幼児の保護者は、幼稚園型認定こども園（一号認定利用）入園申込書（別記様式第一号）を委員会に提出しなければならない。

（二号・三号認定利用の申込み）

第八条 二号・三号認定利用を希望する幼児の保護者は、幼稚園型認定こども園（二号・三号認定利用）入園（転園）申込書（兼教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書）（別記様式第二号）を区長及び

教育委員会（以下「区長等」という。）に提出しなければならない。

2 二号・三号認定利用を希望する幼児の保護者は、前項に規定する申込書のほかに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 幼稚園型認定こども園における教育及び保育を受けようとする幼児が子ども・子育て支援法（平成二十二年法律第六十五号）第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当することを証明する書類

二 保護者の文京区保育所における保育に関する条例施行規則（平成十年三月文京区規則第二十一号）第十条第一項に規定する所得割課税額を確認するために必要な書類

三 その他区長等が必要があると認めた書類

3 区長等は、必要があると認めたときは、前項の書類に関する事項について、調査を行うことができる。

4 幼稚園型認定こども園において三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児が、引き続いて当該幼稚園型認定こども園において二号認定利用に係る教育及び保育を受けることを希望する場合において、別に定めるところにより当該幼児の保護者が申し出たときは、第一項に規定する申込みがあつたものとみなす。

（一号認定利用の許可）

第九条 委員会は、一号認定利用を希望する幼児の保護者が子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を受けた場合で、利用を希望する幼稚園型認定こども園の定員に空きがあるときは、当該幼

幼稚園型認定こども園の一号認定利用を許可する。ただし、次のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。

- 一 設備その他の事情により入園の余力がないとき。
- 二 疾病その他の理由により他の幼児に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- 三 その他入園が不適当であると認められるとき。

2 委員会は、前項に規定する入園の許可をしたときは、一号認定利用許可通知書（別記様式第三号）により保護者に通知する。

（二号・三号認定利用の許可）

第十条 区長等は、二号・三号認定利用を希望する幼児の保護者が子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を受けた場合で、利用を希望する幼稚園型認定こども園の定員に空きがあるときは、当該幼稚園型認定こども園の二号・三号認定利用を許可する。

2 区長等は、二号・三号認定利用を希望する幼稚園型認定こども園の申込者数が当該幼稚園型認定こども園の定員を超える場合においては、文京区保育所における保育に関する条例施行規則別表第一の評価基準表及び別表第二の調整基準表を準用して幼稚園型認定こども園の利用についての調整を行い、これらの基準表により算定した指數の高い者から許可を行うものとする。この場合において、当該指數が同一の者があるときは、別に定める優先順位に基づき、許可を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、区長等は、第八条第四項に規定する申出を行つた幼児の保護者については、優先して当該幼稚園型認定こども園における二号認定利用を許可する。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、区長等が特に必要があると認めたときは、文京区保育所における保育に関する条例施行規則別表第一の評価基準表及び別表第二の調整基準表を準用して行う調整のほか、別に定

めるところにより、幼稚園型認定こども園の利用についての調整を行うことができる。

5　区長等は、第一項及び第二項に規定する許可を行うとき又は前項に規定する調整の結果、利用の許可を行うときは、二号・三号認定利用許可通知書（別記様式第四号）により保護者に通知する。ただし、第三項の規定により優先して許可を行うときは、保護者への通知を省略することができる。

6　第二項又は第四項に規定する調整の結果、保留となつた者に対する（二号・三号認定利用保留通知書（別記様式第五号））により通知する。

（一号認定利用を実施しない日）

第十一條　条例第九条第一号の別に定める日は、文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第二十七条に規定する日（同規則第三十条の規定により準用する同規則第三条第二項の規定により授業日に休業した場合における当該休業した日を含み、条例第六条に規定する休園日（以下「休園日」という。）及び土曜日を除く。）とする。

（教育及び保育の内容）

第十二条　幼稚園型認定こども園の教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十九年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領（平成二十九年文部科学省告示第六十二号）に基づき実施する。

（預かり保育）

第十三条　預かり保育は、次の各号に掲げる日（休園日及び土曜日を除く。）に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に行うものとする。

一　月曜日から金曜日までの日（次号に規定する日を除く。）午前八時から午後六時十五分まで（教育時間

を除く。)

二 第十一条に規定する一号認定利用に係る教育及び保育を実施しない日 午前八時から午後六時十五分まで  
2 預かり保育の登録利用を希望する保護者は、預かり保育登録利用許可申請書（別記様式第六号）を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、預かり保育の登録利用を許可したときは、預かり保育登録利用許可通知書（別記様式第七号）により保護者に通知する。

4 預かり保育の一時利用を希望する保護者の申請、許可その他の手続については、教育長が別に定める。  
(延長保育)

第十四条 延長保育は、休園日を除いた月曜日から土曜日までの午後六時十五分から午後七時十五分までの間、行うものとする。

2 延長保育の定員は、別表第二のとおりとする。

3 延長保育を希望する保護者の申込み、許可等の手続に関し必要な事項は、区長及び教育長が別に定める。

(年末保育)

第十五条 年末保育は、幼稚園型認定こども園のうち別に定める園において行う。

2 年末保育を希望する二号・三号認定利用の幼児の保護者の申込み等の手続に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(保育料等の減免)

第十六条 条例第十八条に規定する保育料等の減免は、一号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児に

あつては文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月文京区教育委員会規則第二号）第二条に規定する場合に、二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児にあつては文京区保育所における保育に

関する条例施行規則第六条に規定する場合に行うものとする。

2 一号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保育料等の減免に係る申請等の手続については、文京区立幼稚園使用条例施行規則第二条に定めるところによる。

3 二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保育料等の減額を受けようとする者は、保育料徴収金減額申請書（別記様式第八号）により、申請しなければならない。

4 区長等は、前項の申請を受けた場合は、速やかに、減額の可否を決定し、保育料減額適用通知書（別記様式第九号）により通知しなければならない。

5 前項に定める減額決定の効果は、申請日の属する月の翌月初日をもって始まり、減額条件の消滅する日の属する月の翌月初日をもって終了する。

#### （変更の届出）

第十七条 幼稚園型認定こども園を利用する幼児の保護者は、第七条及び第八条に規定する申込書に記載した事項に変更が生じたときは、当該変更事項について、区長等に届け出なければならない。

#### （二号・三号認定利用の停止）

第十八条 二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児が疾病等のため、一月以上通園することができなくなつたときは、その保護者は、保育停止申立書（別記様式第十号）を区長等に提出しなければならない。

2 区長等は、前項の申立てが相当であると認めたときは、二月を限度に二号・三号認定利用を停止することができる。この場合において、区長等は、保育停止通知書（別記様式第十一号）により、保護者に通知するものとする。

3 区長等は、前項の場合において、月の初日から末日までの全日数にわたつて二号・三号認定利用を停止する

月が生じるときは、当該月に係る保育料は徴収しない。

4 第二項の規定による二号・三号認定利用を停止する期間が終了したときは、区長等は、停止解除通知書（別記様式第十二号）により、保護者に通知するものとする。

（一号認定利用の退園）

第十九条 一号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児の保護者は、当該幼児を退園させることは、退園の理由とともに委員会に届け出なければならぬ。

（二号・三号認定利用の解除）

第二十条 区長等は、二号・三号認定利用に係る教育及び保育を受けている幼児及びその保護者に次のいずれかに定める事由がある場合は、二号・三号認定利用を解除することができる。

- 一 保護者が生活の本拠地を区の区域外に移したことが判明したとき。
- 二 条例第十条に規定する実施基準を満たさなくなつたとき。
- 三 保護者からの申出があつたとき。
- 四 正当な理由がなく長期間にわたつて教育及び保育の利用の実績がないとき。
- 五 その他区長等が教育及び保育の継続に支障があると認めたとき。

2 区長等は、前項の規定により二号・三号認定利用を解除したときは、二号・三号認定利用解除通知書（別記様式第十三号）により、保護者に通知しなければならない。

（修了証書）

第二十一条 第十二条に規定する教育及び保育を受けた幼児が教育課程を修了したときは、当該幼児に対し園長は修了証書を授与しなければならない。

（委任）

第二十二条 この規則の施行について必要な事項は、区長及び教育長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 文京区立認定こども園元町幼稚園の利用に関し必要な手続その他の準備については、この規則の施行の日前においても行なうことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に文京区立幼稚園管理規則（昭和三十九年三月文京区教育委員会規則第四号）第五条第三項の規定により文京区立湯島幼稚園に係る入園の許可を受けている者は、第九条第一項の規定により文京区立認定こども園元町幼稚園の一號認定利用の許可を受けた者とみなす。

4 この規則の施行の際、現に文京区立幼稚園管理規則第六条の二第四項の規定により文京区立湯島幼稚園に係る預かり保育の登録利用の許可を受けている者は、第十三条第三項の規定により文京区立認定こども園元町幼稚園の預かり保育の登録利用の許可を受けた者とみなす。

(文京区教育委員会公印規則の一部改正)

5 文京区教育委員会公印規則（昭和三十八年二月文京区教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中文京区立幼稚園長代理印の項の次に次のように加える。

文京区立幼稚園型認定こども園印	同	文京区立幼稚園型認定こども園長印	同
文京区立幼稚園型認定こども園長代理印	同	文京区立幼稚園型認定こども園長	同
文京区立幼稚園型認定こども園長代理印	同	方二一ミリメートル	方三〇ミリメートル
文京区立幼稚園型認定こども園長代理印	同	方六〇ミリメートル	職記用
文京区立幼稚園型認定こども園長代理印	各幼稚園型認定こども園長	幼稚園型認定こども園の一般文書用	各幼稚園型認定こども園長

別表第一 中文京区立幼稚園割印の項の次に次のように加える。

文京区立幼稚園型認定こども園印	30	同	各幼稚園型認定こども園長
文京区立幼稚園型認定こども園長代理印	同	各幼稚園型認定こども園長	同

- 別表第二中  
 (19) 削除  
 (20) 削除  
 (21) 削除  
 (22) 削除  
 (30) 削除

文京区立認定こども園○ ○幼稚園印	(19)
文京区立認定こども園○ ○幼稚園長印	(21)
文京区立認定こども園○ ○幼稚園長印	(22)

(30)

文京区立認定こども  
園○○幼稚園割印

に改める。

(文京区立幼稚園管理規則の一部改正)

6

文京区立幼稚園管理規則（昭和三十九年三月文京区教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
別表湯島幼稚園の項を削る。

(文京区教育局処務規則の一部改正)

7

文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の表学務課の部学事係の項第一号中「区立幼稚園」の下に「（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「幼稚園児」を「園児」に改める。

(幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正)

8

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「幼稚園運営上」を「園の運営上」に改める。

(幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

9

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二支給範囲の欄中「幼稚園」の下に「又は幼稚園型認定こども園」を加える。

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

10

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第

十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の三第一項中「幼稚園」の下に「及び幼稚園型認定こども園」を加える。

（文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則の一部改正）

- 11 文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則（平成十六年一月文京区教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「中学校」の下に「、文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）に規定する幼稚園型認定こども園」を加える。

第八条第一項中「幼稚園長」を「幼稚園及び幼稚園型認定こども園の園長」に、「及び」を「並びに」に改める。

（文京区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則の一部改正）

- 12 文京区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則（平成十六年一月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「幼稚園経営」を「幼稚園及び幼稚園型認定こども園の経営（以下「園の経営」という。）」に改める。

第二条第一号中「文京区立幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園」を加え、同条第二号中「第四十条第一項」を「第二十三条の二第一項」に、「幼稚園経営」を「園の経営」に改める。

（文京区立幼稚園教育職員の人事考課に関する規則の一部改正）

- 13 文京区立幼稚園教育職員の人事考課に関する規則（平成十六年一月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文京区立幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園」という。）」を

加える。

第二条第二項中「幼稚園経営方針」を「園の経営方針」に改める。

(文京区教育局行政情報管理規則の一部改正)

14 文京区教育局行政情報管理規則（平成二十五年十二月文京区教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「中学校」の下に「並びに文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）に規定する幼稚園型認定こども園」を加える。

(文京区教育センター条例施行規則の一部改正)

15 文京区教育センター条例施行規則（平成二十七年三月文京区教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「文京区立幼稚園」の下に「、幼稚園型認定こども園」を加え、同条第二号中「文京区立幼稚園児及び小・中学校児童・生徒」を「文京区立幼稚園、幼稚園型認定こども園及び小・中学校の園児・児童・生徒」に改める。

別表第一（第三条関係）

名称 構成する 施設	区分				
	一歳児	二歳児	三歳児	四歳児	五歳児
文京区立 幼稚園 認定こども園 元町幼	一号認定 利用 二号認定	十四人	十四人	十四人	十四人
		十六人	二十六人	二十六人	二十六人

別表第二（第十四条關係）

施設	保育機能	三号認定	利用	十人	十一人
幼稚園	延長保育	日を指定して行う延長保育			
文京区立認定こども園元町幼	十八人	六人			
幼稚園	名称				

## 幼稚園型認定こども園（一号認定利用）入園申込書

幼 児	ふりがな 氏名			
	生年月日	年	月	日
現住所	文京区	丁目	番	号
	方			
保護者 ①	氏名 電話番号			
保護者 ②	氏名 電話番号			
備考				

上記のとおり文京区立認定こども園

幼稚園に入園の申込みをいたします。

入園後は、文京区立幼稚園型認定こども園条例及び文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則その他規程を守ります。なお、幼児が卒園し、又は退園するまで、教育及び保育の利用に関し、必要な文京区教育委員会が保有する個人情報（同一世帯の者に係るものを含む。）について、文京区教育委員会が確認することに同意します。

年　　月　　日

住 所

申請保護者 氏名

(署名又は記名押印)

文京区教育委員会 殿

**【留意事項】**

- ① 認定こども園（一号認定利用）は、文京区内在住が入園の要件です。区外へ転出された場合又は居住実態がないことが判明した場合は、退園していただくことになります（内定の場合は、取消しになります。）。
- ② 認定こども園（一号認定利用）は他の区立幼稚園との併願はできません。併願している場合、いずれの申込みも無効となります。
- ③ 申請に係る幼児1人につき1枚本申込書をご記入ください。

**幼稚園型認定こども園(二号・三号認定利用)入園(転園)申込書  
(兼教育・保育給付認定申請書兼保育所入所(転所)申込書)**

文京区長 殿  
文京区教育委員会 殿 又は 文京区長 殿

申請日 年 月 日

次のとおり保育施設等の入園(転園)を申し込みます。

なお、児童・幼児が卒園し、又は退園するまで、入園の承諾、保育料の決定等のため必要な区が保有する個人情報(同一世帯者に係るものを含む。)について文京区長及び文京区教育委員会が確認することに同意します。

また、その情報に基づき決定した利用者負担額を特定教育・保育施設等に提示することに同意します。

現住所	〒 -	丁目 番				
氏名(自署又は記名押印)		生年月日	用意の 統計	職業等	電話番号	個人番号
保護者 (①)	フリガナ	年 月 日				
保護者 (②)	フリガナ	年 月 日				

\*通知書等の郵送先の宛名は、保護者①に記入した方となります。

園児の属する世帯の状況 *保護者を除く、同一生計の方全員を記入してください(対象児童を含む。)						
申込児童 に✓	氏名	生年月日	児童との 統計	年齢	性別	お子さんの学校名等
<input type="checkbox"/>	フリガナ	年 月 日				
<input type="checkbox"/>	フリガナ	年 月 日				
<input type="checkbox"/>	フリガナ	年 月 日				
<input type="checkbox"/>	フリガナ	年 月 日				

↓園名・施設コードどちらでも入力できます。削除する際は、園名と施設コードを範囲選択してから消してください。

保育 希望 施設 等	第1希望	第6希望
	第2希望	第7希望
	第3希望	第8希望
	第4希望	第9希望
	第5希望	第10希望

延長 保育 の 希望	区立保育所・認定こども園の月極延長保育を申し込みますか?	
	<input type="checkbox"/> はい → 延長保育の申込書が別に必要です。	<input type="checkbox"/> いいえ
※ 区立保育所・認定こども園は、1歳児クラス以上(幼稚園園は満1歳以上)の児童が申し込みできます。		
※ 私立保育所については、入所内定後に直接保育所へお申し込みください。		

通園を 希望す る期間	<input type="checkbox"/> 小学校に就学する年の3月末日まで (又は卒園まで)	
	年 月 日 から	年 月末まで

保育の必要性の認定 * 転園申請で「保育の必要性」に変更がない方は記入不要です。	
希望保育時間	<input type="checkbox"/> 保育短時間(9:00~17:00の間で保育の必要な時間)
	<input type="checkbox"/> 保育標準時間(7:15~18:15の間で保育の必要な時間※) ※延長保育利用の場合は~19:15
保育の利用を 必要とする事由	保護者① <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> その他
	保護者② <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> その他

きょうだいで申し込む場合 希望する□欄に✓を1つ付けてください。	
○必ず同じ月に入所することを希望する場合	
→ <input type="checkbox"/> 同園入所のみ希望する	
→ 別園になんでも入所を希望する	
→ <input type="checkbox"/> それぞれの希望順位が高い園を優先する	
→ <input type="checkbox"/> 希望順位が低くとも同園となることを優先する	
○別の月になんでも入所することを希望する場合	
→ <input type="checkbox"/> 同園入所のみ希望する ⇒ きょうだい条件確認書(区様式)をご提出ください。	
→ 別園になんでも入所を希望する	
→ <input type="checkbox"/> それぞれの希望順位が高い園を優先する	
→ <input type="checkbox"/> 希望順位が低くとも同園となることを優先する	
○上記以外の条件を希望する場合 ⇒ きょうだい条件確認書(区様式)をご提出ください。	

幼児保育課記入欄		窓口 (父・母・ ) 受付者( )/郵送/夜間P 保留通知	受取印
母資料	収・依 ...		
父資料	収・依 ...		
税資料	収・依 ...		
受託	収・依 ...		
その他	収・依 ...	父 母 区4 新1 親1 受1 待1 多子 ひ 計	No.

別記様式第3号（第9条関係）

No. \_\_\_\_\_

一号認定利用許可通知書					
幼 児	氏名				
	生年月日	年月日生			
	住所	文京区	丁目	番	号
	園名	文京区立認定こども園		幼稚園	
	入園日	年月日			

上記のとおり一号認定利用を許可しましたのでお知らせします。

年月日

保護者 殿

文京区教育委員会 印

(表)

年 月 日

二号・三号認定利用許可通知書

様

文京区長

又は 文京区教育委員会

印

下記のとおり二号・三号認定利用を許可したのでお知らせします。

記

児童名		生年月日	年 月 日
施設名			
施設住所			
内 容		整理番号	
利用期間	年 月 日 から	年 月 日	まで
備 考			

【審査請求又は処分の取消しの訴え】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
    に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った  
    日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査  
    請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を  
    被告として（訴訟において文京区を代表する者は  
    となります。）、処分の取消し  
    の訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月  
    以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起する  
    ことができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採  
    決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

二号・三号認定利用保留通知書

様

文京区長

又は 文京区教育委員会

印

申込みを受けた幼稚園型認定こども園への入園については、入園を希望した月に直ちに入園することはできませんので、通知します。ただし、下記申込みの有効期限までは利用調整の対象となります。

記

児童名		生年月日	年 月 日
申込年月日		整理番号	
内 容		申込みの 有効期限	年 月 日
理 由			

**【審査請求又は処分の取消しの訴え】**

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者はとなります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 預かり保育登録利用許可申請書(新規・継続)

年 月 日

文京区教育委員会殿

申請者 住所

保護者 氏名

(自署又は記名押印)

文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第13条第2項の規定により、下記のとおり預かり保育の登録利用の許可を申請します。

## 記

	アリガネ 園児名	生年月日	園名	クラス	申請内容
1				歳児クラス	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 要件切替え <input type="checkbox"/> その他( )
2				歳児クラス	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 要件切替え <input type="checkbox"/> その他( )

○新規登録利用の方は開始月を記入してください。長期休業中利用の方はチェックを付けてください。

登録利用開始月 ( ) 月～	長期休業中の利用 <input type="checkbox"/>
----------------	-----------------------------------

○預かり保育を必要とする理由について、該当する理由にチェックを付けてください。

預かり保育を 必要とする理由	保護者1 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> その他( )
	保護者2 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> その他( )

○預かり保育を必要とする理由について、詳細を記入してください。※別途保育の必要性を証明する書類が必要となります。

	保護者1	保護者2
氏名		
電話番号		
勤務先等名称		
所在地		
勤務先等TEL		
就労形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> ( )
勤務(就学)時間	週 日 時 分 から 時 分 まで	週 日 時 分 から 時 分 まで
勤務(就学)曜日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝 <input type="checkbox"/> 不定休・シフト制( )	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝 <input type="checkbox"/> 不定休・シフト制( )
育児短時間勤務	週 日 時 分 から 時 分 まで	週 日 時 分 から 時 分 まで
通勤(通学)時間及び経路	勤務先等 → 所要時間( 分)	勤務先等 → 所要時間( 分)
疾病・障害	病名 年 月 日 から	病名 年 月 日 から
看護・介護	被介護・看護者 続柄( )	被介護・看護者 続柄( )
妊娠・出産	年 月 日 予定	年 月 日 予定
その他		

別記様式第7号（第13条関係）

年　月　日

文京区教育委員会　印

預かり保育登録利用許可通知書

下記の園児につき預かり保育登録利用を許可します。

記

	園児名	生年月日	園名・クラス	預かり保育登録利用期間
1		年　月　日	園 歳児	年　月　日から 年　月　日まで
2		年　月　日	園 歳児	年　月　日から 年　月　日まで
3		年　月　日	園 歳児	年　月　日から 年　月　日まで

＜注意事項＞

- 1 預かり保育登録利用は、就労等の理由のある方のみ利用できます。利用の要件を満たさなかった場合は、登録を解除させていただく場合があります。

別記様式第8号（第16条関係）

保育料徴収金減額申請書

年 月 日

文京区長 殿  
又は 文京区教育委員会 殿

住所 文京区 丁目 番 号

保護者氏名 ①

②

(自署又は記名押印)

下記の理由により、保育料徴収金の減額を申請します。

記

児童名	生年月日	施設名
申請理由		

別記様式第9号（第16条関係）

第 号  
年 月 日

保育料減額適用通知書

様

文京区長  
又は 文京区教育委員会

印

保育料について、下記のとおり減額したので通知します。

記

児童名	生年月日	年月日
施設名	整理番号	
期間	年月日から年月日まで	
内容	減額適用	階層 (減額前)
月別 4月分 5月分 6月分 7月分 8月分 9月分	保育料	月別 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分

備考

【審査請求又は処分の取消しの訴え】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、) ) 対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者はとなります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 保育停止申立書

年月日

文京区長 殿

又は 文京区教育委員会 殿

保護者	住所	文京区	丁目	番	号
	氏名 (自署又は 記名押印)	フリガナ		電話番号(昼間連絡先)	
児童名 (生年月日)	フリガナ	(年月日)			園
	フリガナ	(年月日)			園
	フリガナ	(年月日)			園

文京区立幼稚園型認定こども園条例施行規則第18条第1項の規定により、下記のとおり保育の停止を申し立てます。

## 記

## 1 理由

- (1) 里帰り出産 ※ 母子手帳の出産予定日のページのコピーをご提出ください。
- (2) 在園児の傷病 ※ 診断書をご提出ください。
- (3) その他

## 2 期間

年 月 日から 年 月 日まで

## 3 停止中の住所及び連絡先

## 確認欄

- 1 保育の停止は、年度で最大2か月までです。
- 2 保育の停止は、月単位となります。停止中に登園された場合は、停止が解除され、1か月分の保育料が発生します。
- 3 停止期間後、登園されない場合は、退園となります。

保護者氏名

(自署又は記名押印)

別記様式第11号（第18条関係）

第 号  
年 月 日

保育停止通知書

様

文京区長  
又は 文京区教育委員会

印

下記のとおり保育を停止したので、通知します。

記

児童名		生年月日	年月日
施設名		整理番号	
施設住所			
保育料			
内容		階層	
期間	年月日から	年月日まで	
備考			

【審査請求又は処分の取消しの訴え】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者はとなります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第12号（第18条関係）

第 号  
年 月 日

停止解除通知書

様

文京区長  
又は 文京区教育委員会

印

下記のとおり保育の停止を解除したので、通知します。

記

児童名		生年月日	年 月 日
施設名		整理番号	
施設住所			
内 容		解除年月日	年 月 日
備 考			

**【審査請求又は処分の取消しの訴え】**

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者はとなります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第13号（第20条関係）

第 号  
年 月 日

二号・三号認定利用解除通知書

様

文京区長  
又は 文京区教育委員会

印

下記のとおり利用を解除したので、通知します。

記

児童名		生年月日	年 月 日
施設名		整理番号	
施設住所			
内 容		解除年月日	年 月 日
備 考			

**【審査請求又は処分の取消しの訴え】**

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者はとなります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。